

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）
 （第二条関係・・・平成二十年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 短時間労働者対策基本方針（第五条）</p> <p>第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等</p> <p>第一節 均等待遇の確保等に関する措置（第五条の二―第十条の二）</p> <p>第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置（第十一条・第十二条）</p> <p>第三章の二 紛争の解決</p> <p>第一節 紛争の解決の援助（第十二条の二―第十二条の四）</p> <p>第二節 調停（第十二条の五―第十二条の七）</p> <p>第四章 短時間労働援助センター（第十三条―第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十六条）</p> <p>附則</p>	<p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 短時間労働者対策基本方針（第五条）</p> <p>第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>第一節 雇用管理の改善等に関する措置（第六条―第十条）</p> <p>第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 短時間労働援助センター（第十三条―第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p>

(目的)

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、通常の労働者との均等な待遇の確保並びに適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、通常の労働者との均等な待遇の確保(同一の価値の労働に対しては同一の待遇を確保すべきとの観点から、短時間労働者の就業の実態に応じ、賃金の支払等につき、通常の労働者とできる限り同等の待遇を確保することをいう。)並びに適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生^{の充実}その他の雇用管理の改善(以下「均等待遇の確保等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2| 事業主は、均等待遇の確保等を図るための措置を講ずるに当たっては、その雇用する通常の労働者の労働条件を合理的な理由な

(目的)

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生^{の充実}その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生^{の充実}その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

く低下させることがないよう努めるものとする。

3| 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の均等待遇の確保等¹に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の均等待遇の確保等²について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の均等待遇の確保等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 (略)

第五条 厚生労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の均等待遇の確保等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

2| 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等¹に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等²について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 (略)

第五条 厚生労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
 - 二 短時間労働者の均等待遇の確保等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 (略)
- 3 6 (略)

第三章 短時間労働者の均等待遇の確保等に関する措置等

第一節 均等待遇の確保等に関する措置

(差別的取扱いの禁止)

第五条の二 事業主は、賃金その他の労働条件について、労働者が短時間労働者であることを理由として、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）のうち厚生労働

- 一 (略)
 - 二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 (略)
- 3 6 (略)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）を明らかにした

省令で定めるものを明らかにした文書を交付しなければならぬ。

(所定労働時間を超える労働及び所定労働日以外の日の労働の制限)

第六条の二 事業主は、短時間労働者に、所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させてはならない。

2 事業主は、当該事業所に、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、短時間労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては短時間労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを厚生労働大臣に届け出た場合においては、前項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによって、短時間労働者に、所定労働時間を超え、労働基準法第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「法定労働時間」という。）を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働日以外の日であつて同法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

3 事業主は、災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、その必要の限度において、短時間労働者に、所定労働時間を超え、法定労働時間を超えない範囲内において労働させ、又は所定労働

文書を交付するように努めるものとする。

日以外の日であつて労働基準法第三十五条の休日でない日に労働させることができる。

4 | 労働基準法第三十三条第一項又は第三十六条第一項の規定により、法定労働時間を延長し、又は同法第三十五条の休日に労働させる場合における当該延長する法定労働時間及び当該休日の労働については、第一項の規定は適用しない。

(就業規則の作成の手続)

第七条 常時十人以上の労働者を雇用する事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表するものとして厚生労働省令で定めるものの意見を聴かなければならない。

2 | 前項の事業主は、短時間労働者に係る事項について作成し、又は変更した就業規則を労働基準法第八十九条の規定により届け出るときは、同項の意見を記した書面を添付しなければならない。

3 | 第一項の事業主以外の事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、同項の厚生労働省令で定めるものの意見を聴くように努めるものとする。

(通常の労働者への応募の機会の付与等)

(就業規則の作成の手続)

第七条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。

第七条の二 事業主は、通常の労働者を募集し、又は採用しようとするときは、現に雇用する同種の業務に従事する短時間労働者であつて通常の労働者として雇用されることを希望するものに対し、応募の機会を優先的に与えるとともに、他の応募者の就業の機会の確保についても配慮しつつ、できる限り当該短時間労働者を優先的に雇い入れる等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(待遇の決定に当たつて考慮した事項の説明)

第七条の三 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、第五条の二から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。この場合において、事業主は、その雇用する通常の労働者の労働条件の一般的水準について、説明するように努めるものとする。

(短時間労働者の意見を聴く機会の付与)

第七条の四 事業主は、短時間労働者の均等待遇の確保等のための措置を講ずるに当たつては、当該事業所の短時間労働者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(均等待遇等検討委員会)

第七条の五 事業主は、事業主を代表する者並びに当該事業所の短時間労働者を代表する者及び通常の労働者を代表する者を構成員とし、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るための措置について調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする事業所ごとの均等待遇等検討委員会を設置するように努めるものとする。

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、第五条の二から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置その他の第三条第一項の事業主が講ずべき均等待遇の確保等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

(均等待遇等推進者)

第九条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の均等待遇の確保等に関する事項に係る業務を担当させるため、均等待遇等推進者を選任

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、前二条に定めるもののほか、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

(短時間雇用管理者)

第九条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように

しななければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2| 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(権限の委任)

第十条の二 第六条の二第二項及び前条に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第三章の二 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十二条の二 事業主は、第三条第一項の事業主が講ずべき均等待遇の確保等のための措置に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十二条の三 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十二条の七までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2| 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをして

はならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十二条の五 都道府県労働局長は、第十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律第十二条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関

係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律第十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条の七 この節に定めるもののほか、調停の手續に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定等)

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の均等待遇の確保等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確實に行われ、短時間労働者の均等待遇の確保等その他その福祉の増進に資すると認められること。

(指定等)

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確實に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2 4 (略)

(業務)

第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の均等待遇の確保等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに短時間労働者の均等待遇の確保等に資する事業として厚生労働省令で定めるものうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務」という。)の全部又は

2 4 (略)

(業務)

第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに短時間労働者の雇用管理の改善等に資する事業として厚生労働省令で定めるものうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。)の全部又は

一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者均等待遇確保等事業関係給付金の支給に係る厚生

一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生

労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行う場合には、短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センター

労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合には、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センター

が短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一〜四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の実施)

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行うことが困難

が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一〜四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うことが困難

となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者均等待遇確保等事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(均等待遇の確保等の研究等)

第三十一条 厚生労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた均等待遇の確保等に関する措置その他短時間労働者の均等待遇の確保等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

第三十六条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(雇用管理の改善等の研究等)

第三十一条 厚生労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

